

工事名： 富山公共下水道浜黒崎浄化センター第一系列水処理設備改築(その1)機械設備工事

[公共37]

記

質問	回答
<p>水路内及び沈殿池に堆積している汚泥は隣接している池に送水できると考えてよろしいでしょうか。また、汚泥の処分費が発生する場合は別途協議をお願いします。</p>	<p>水路や沈殿池内の汚泥は浜黒崎浄化センターにて浚渫を行い処分します。浚渫後に残留していた汚泥等の処分費が発生する場合は変更協議の対象とします。</p>
<p>1系終沈流入水路連絡ゲート、終沈流入ゲートを施行する際、隣接する水路を止水する必要がありますが角落しが設置可能な場所があればご教示願いますでしょうか。</p>	<p>1系水路に隣接する2系水路内で水路幅が大きくなるため、その手前での角落しの設置を想定しています。</p>
<p>流入水路および最初沈殿池内は防食塗装が施されていると思いますが、特記仕様書に記載はありません。防食補修が必要な場合は別途協議願います。</p>	<p>流入水路及び最初沈殿池は防食塗装が施工されておらず、別途工事にて防食塗装を施工予定です。</p>
<p>同施設内の関連工事により工事条件や施工時期に制約がありますでしょうか。影響のある関連工事がある場合は工事名や工期をご教示願いますでしょうか。</p>	<p>第一系列水処理の電気工事及び土木工事を機械工事と同時期に実施します。加えて、設備撤去、設置時に浜黒崎浄化センターにて浚渫を行うため、それぞれ工程の調整が必要となります。</p>
<p>初沈バイパスゲート設置予定の開口部に2床式バルブの開閉台およびねじ棒があり、施工には一時撤去し、再度据付ける必要があると考えられますが、特記仕様書には特に記載がありません。現地状況に応じて別途協議願いますでしょうか。</p>	<p>現地状況に応じて、受注者と別途協議します。</p>
<p>工場製作期間の機器の製作に関わらないその他構成員の技術者について、工場製作期間にも技術者の配置は必要となりますでしょうか。</p>	<p>工場製作期間においても技術者の配置は必要です。また、工場製作のみが行われる期間において、発注者との連絡体制が確保され、発注者が認めるものについては、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱います。特記仕様書の総則第3条の修正及び第5条、第6条を追記しました(※)のご確認ください。</p> <p>※ 特記仕様書については、電子入札システムに掲示(ZIPファイル名の末尾がnewになっています。)してありますので、お手数ですが、再度ダウンロードしてご確認くださいませようお願いします。</p> <p>【R3.9.16補足】 質問の技術者の当該期間における専任については、発注者と受注者の間で、打合せ記録簿等の書面により工場製作のみ行われる期間であることが明確となっている場合には、専任不要として取り扱います。</p>